

税制改正等の内容

- 平成27年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下(3)までにおいて「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者（納税者）は、当該親族に係る「親族関係書類」^(注)を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされました。
- (2) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者（納税者）は、「送金関係書類」^(注)を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされ、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者（納税者）は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出する配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。

(注) 「親族関係書類」及び「送金関係書類」については、77ページを参照してください。

- (3) 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととされました。ただし、上記(1)又は(2)により提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を120万円（現行：100万円）に引き上げる改正が行われました。

この改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

3 20歳未満の居住者等について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が創設されました。

この改正は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。（この非課税措置の内容は、221ページを参照してください。）

4（特定増改築等）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（現行：平成29年12月31日）が平成31年6月30日まで1年6月延長されました。

5 外国金融機関等が平成30年3月31日までに行う店頭デリバティブ取引に係る一定の証拠金の利子について、非課税適用申告書等の提出等を要件とし、所得税を非課税とする制度が創設されました。

この改正は、平成27年7月1日以後に支払を受けるべき利子について適用されます。

平成26年度以前の改正により、平成28年1月1日以後適用される主なもの

- 給与と収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされます。
- 金融所得課税の一体化に関して、特定公社債等の課税方式が変更されます。

社会保障・税番号制度が導入され、税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

この改正は、平成28年1月1日から適用されます。

(1) 源泉徴収義務者が、平成28年1月1日以後に税務署に提出する申請書、届出書等（以下(1)において「申請書等」といいます。）には、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合には、成りすましを防止するために厳格な本人確認が義務付けられています。このため、個人の源泉徴収義務者が、申請書等を税務署に提出する際には、本人確認のために個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により申請書等を提出する場合は、

個人番号カード等の写しを添付する必要があります。)

(注) 本人確認には、申請書等に記載された個人番号が正しい番号であることの確認(番号確認)と申請書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)の2つの確認が必要です。

具体的には、①個人番号カード(番号確認と身元確認)、②通知カード(番号確認)と運転免許証(身元確認)、③個人番号が記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証(身元確認)などにより本人確認を行います。

(2) 源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以後に給与所得者から「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下(2)において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出を受ける場合には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等(以下「給与所得者本人等」といいます。)の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります。その際には、給与所得者本人の本人確認を行う必要があります。

(注) 1 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者本人が行う必要があります。

2 扶養控除等申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

3 「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」及び「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」等についても同様の改正がされました。

4 給与所得者が、平成28年分の扶養控除等申告書を平成27年中に源泉徴収義務者に提出する場合、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載する必要はありませんが、源泉徴収義務者は、平成28年分の給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)に給与所得者本人等の個人番号を記載するために、平成28年1月より前であっても、給与所得者に対し、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載するよう求めても差し支えありません。

(3) 平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る税務署提出用の源泉徴収票等の法定調書を作成する場合には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の提供又は告知を受けて、支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号をその法定調書に記載する必要があります。

なお、本人交付用の給与所得及び退職所得の源泉徴収票に支払者又は支払を受ける方等の個人番号は記載しないこととされています。

(注) 税法上告知義務のある一部の法定調書については、個人番号又は法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは支払を受ける方の個人番号又は法人番号を記載しなくてもよいこととされています(例:「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」)。

(4) 個人番号の提供を受ける源泉徴収義務者や法定調書の提出義務者は、個人番号の漏えい等を防止するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。

国際課税原則の帰属主義への見直しの概要（源泉所得税関係）

平成26年度税制改正により、非居住者及び外国法人の国内源泉所得について帰属主義の考え方に沿った見直しが行われたことに伴い、所得税法第161条《国内源泉所得》について、概ね、次のような改正が行われました。

改正前（所得税法第161条）		改正後（新所得税法第161条第1項）		源泉徴収
一号	国内における事業による所得、国内にある資産の運用・保有・譲渡による所得（一号の二～十二号に該当するものを除く。）、その他その源泉が国内にある所得	一号	恒久的施設帰属所得	無
		二号	国内にある資産の運用、保有による所得（八号～十六号に該当するものを除く。)	
		三号	国内にある資産の譲渡による一定の所得	
一号の二	組合契約事業利益の配分 《条文の改正部分（抜粋）》 国内において民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの	四号	組合契約事業利益の配分（左記の規定とほぼ同じ） 《条文の改正部分（抜粋）》 民法第667条第1項に規定する組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの	有
一号の三	土地等の譲渡対価	五号	同左	
二号	人的役務の提供事業の対価	六号	〃	
三号	不動産の賃貸料等	七号	〃	
四号	利子等 《条文の改正部分（抜粋）》 ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの	八号	利子等(左記の規定とほぼ同じ) 《条文の改正部分（抜粋）》 ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの	
五号	配当等	九号	同左	
六号	貸付金利子	十号	〃	
七号	使用料等	十一号	〃	
八号	給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等	十二号	〃	
九号	事業の広告宣伝のための賞金	十三号	〃	
十号	生命保険契約に基づく年金等	十四号	〃	
十一号	定期積金の給付補填金等	十五号	〃	
十二号	匿名組合契約等に基づく利益の配分	十六号	〃	
		十七号	その他その源泉が国内にある所得	無

この改正による国内源泉所得に係る源泉徴収（所法212）は、平成28年4月1日以後に支払うべき国内源泉所得について適用し、同日前に支払うべき

国内源泉所得については、従前どおりとされています。

なお、平成28年4月1日から同年12月31日までの間は、改正後の組合契約事業利益の配分及び利子等については、改正前の組合契約事業利益の配分及び利子等の規定に該当するものに限ることとされています（平26改正法附則19①）。

租税条約関係（未発効）

○ カタール国との租税協定が署名されました

日本とカタール国との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定」の署名が行われました。

日本とカタール国との間では、これまで租税協定は存在せず、本協定は今回新たに締結されるものです。

本協定は、国際的な二重課税を調整するため、両国において課税することができる範囲を明確にする規定等を設けています。

また、本協定の締結によって、両国で生じた課税に関する問題についての協議や租税に関する実効的な情報交換の実施が可能となります。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率

配当		利子	使用料
親子間（持株要件）	その他		
5%（10%以上）	10%	免税（政府・金融機関等）	5%
		10%（その他）	

2 税務当局間の協議（相互協議）に関する規定の導入

3 税務当局間の情報交換に関する規定の導入

4 その他

- (1) 移転価格課税の対応的調整に関する規定の導入
- (2) 匿名組合条項の導入
- (3) 協定の濫用を防止するための規定の導入

本協定は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、源泉徴収される租税に関しては、発効する年の翌年の1月1日以後に課される租税から適用されます。例えば、平成27年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成28年1月1日から適用されます。